平成２２年（フ）第８０号
北海道苫小牧市拓勇東町５丁目６番地の15
債務者　渡辺　恵美（旧姓本田）
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１３１号
秋田市土崎港北２丁目５番21号
債務者　加賀屋健太
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４号
秋田県由利本荘市松ヶ崎字松ヶ崎町115番地
債務者　渡部　春代
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２２年（フ）第２０号
秋田県にかほ市平沢字前谷地158番地１
債務者　宮崎こずえ
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２２年（フ）第１０１号
福島市豊田町３番26号
債務者　片平　敏雄
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１０２号
福島市豊田町３番26号
債務者　片平フヨ子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第２７号
群馬県桐生市相生町１丁目515番地の１　グラン・アラモードＢ201
債務者　長谷部雄次
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第７７号
埼玉県川口市新井町９番14号　メゾン南平台102号
債務者　城戸　利成
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２７８号
埼玉県川口市上青木西４丁目１番24―107号
債務者　逆井　宏治
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２７９号
埼玉県川口市上青木西４丁目１番24―107号
債務者　逆井　直美
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２８７号
埼玉県川口市大字安行慈林1014番地の34
債務者　岡田ハツヨ
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３４７号
さいたま市緑区大字大門1601番地１　フローラルアイダＣ棟102号
債務者　西塚　叔子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３４８号
埼玉県鴻巣市宮地４丁目４番３―101号　成家ハイツ
債務者　松本　厚子（旧姓川島）
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３６４号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地３―15―204
債務者　石川美津子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４２４号
埼玉県加須市旗井390番地１
債務者　岡村　志麻
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４６５号
埼玉県幸手市栄３番10―106号
債務者　内田ハツヨ
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４８２号
埼玉県川口市差間２丁目17番27号　メゾンアトモスＡ―202号
債務者　近藤　尚夫
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７６号
埼玉県深谷市武蔵野3799番地５
債務者　小山　和利
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部